

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ムーンバット株式会社
代表者名 代表取締役社長 中野 誠一
(コード番号 8115 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 今村 京一
(TEL.075-361-0381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役会の効率性向上及び機能強化のため、以下の変更を行うものであります。

変更案第 19 条 (変更)

平成 18 年 6 月からの執行役員制度の導入に伴いまして、将来的な取締役会のスリム化を展望して、取締役会の員数を 10 名以内とするものであります。

変更案第 22 条 (変更)

取締役会の員数の減少と併せて、機動性向上のために、代表取締役の対象者の範囲を役付取締役から取締役へと変更するものであります。

(2) 平成 18 年 5 月 1 日に施行された「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)により、定款で定めることが可能となった事項等に関して、以下の変更を行うものであります。

変更案第 11 条 (新設)

端株制度廃止に伴い、単元未満株主の権利を定めるため、新設するものであります。

変更案第 25 条 (新設)

書面または電磁的方法により取締役会決議を機動的に行えるように、新設するものであります。

(3) 平成 18 年 5 月 1 日に施行された「会社法」及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)により、定款で定めることが可能となった事項等に関して、以下の変更を行うものであります。

変更案第 30 条 (変更)

補欠監査役の選任決議の有効期間を 2 年間に延長するものであります。

(4) 平成 18 年 5 月 1 日に施行された「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、以下の関係条文について、所要の変更等を行うものであります。

変更案第 4 条(新設)

取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨

変更案第 8 条(新設)

株券を発行する旨

変更案第 12 条(変更)

株主名簿管理人を設置する旨

(5) 平成 18 年 5 月 1 日に施行された「会社法」により、以下の関係条文について所要の変更等を行うものであります。

変更案第 5 条(公告方法)、第 6 条(発行可能株式総数)、第 7 条(自己の株式の取得)、第 9 条(単元株式数)、第 10 条(単元未満株券の不発行)、第 15 条(定時株主総会の基準日)、第 17 条(決議の方法)、第 18 条(議決権の代理行使)、第 20 条(選任方法)、第 21 条(任期)、第 26 条(報酬等)、第 28 条(選任方法)、第 29 条(任期)、第 31 条(常勤監査役)、第 33 条(報酬等)、第 34 条(事業年度)、第 35 条(剰余金の配当の基準日)、第 36 条(中間配当)、第 37 条(配当金の除斥期間等)

(6) その他、以下の関係条文について、表現方法、条文の整備及び字句等の修正を行うものであります。

変更案第 1 条(商号)、第 2 条(目的)、第 3 条(本店の所在地)、第 13 条(株式取扱規則)、第 14 条(召集)、第 16 条(招集権者および議長)、第 23 条(取締役会の招集権者および議長)、第 24 条(取締役会の招集通知)、第 27 条(員数)、第 32 条(監査役会の招集通知)

(7) その他、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以上

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社はムーンバット株式会社と称し、英文ではMOONBAT CO.,L t d.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を京都市におく。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、ムーンバット株式会社と称し、英文ではMOONBAT CO.,L t d.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 監査役</p> <p style="margin-left: 2em;">3. 監査役会</p> <p style="margin-left: 2em;">4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 6,000 万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の 1単元の株式の数は 1,000 株とする</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>1 単元の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u></p> <p><u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 0 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 1 0 条 当社は、<u>第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 1 1 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>— <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>— <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 3 条 当社の<u>株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議により、あらかじめ公告して株主あるいは登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(召集)</p> <p><u>第12条</u> 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時召集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除いては、出席株主の議決権の過半数をもって決する。<u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(召集)</p> <p><u>第14条</u> 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時召集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現在取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。取締役会の決議をもって取締役相談役若干名をおくことができる。</p> <p>取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>なお必要あるときは取締役会の決議により、</p>	<p>行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>役付取締役の中から代表取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第<u>20</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に<u>事故あるときは</u>、取締役会が<u>あらかじめ定めた順序により</u>、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p> <p><u>取締役会の招集通知は会日の3日前までに、各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第<u>21</u>条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第<u>22</u>条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第<u>23</u>条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役社長に欠員または事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第<u>24</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第<u>25</u>条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第<u>27</u>条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする</u>。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第<u>28</u>条 監査役は、<u>株主総会の決議により</u>選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 4 条 監査役の任期は就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>補欠のため選任された監査役の任期は前任監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第 2 5 条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下「予選」という)することができる。</p> <p><u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを決する。</u></p> <p><u>補欠監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 2 6 条 <u>当社は監査役の互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第 2 7 条 監査役会の招集通知は会日 3 日前までに、各監査役に発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第 2 8 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><u>— 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 9 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>— 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第 3 0 条 当社は、<u>法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</u></p> <p><u>— 監査役補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>— 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 3 1 条 常勤の監査役は、<u>監査役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 2 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 3 3 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 2 9 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第 3 0 条 利益配当金は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>利益配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 3 4 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの<u>1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 3 5 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 3 6 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日を基準日として、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 3 7 条 剰余金の配当または中間配当が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>前項の剰余金の配当および中間配当には利息を付けない。</u></p>